

\*\*\*\*\*

相葉総合法律事務所ニュースメール

第5号

2016年6月20日

\*\*\*\*\*

今回は、自筆による遺言書に関する裁判例と、知的財産権に関する新しい制度についてです。



### 《遺言書に関する裁判例のお話》

この6月3日に、最高裁判所は、遺言書に関する1つの判断を示しました。遺言書には、自筆による遺言書、公証役場で作成する公正証書による遺言書等が

ありますが、今回の判断は、遺言者の自筆による遺言書に関するものです。

自筆による遺言書では、遺言者が全文を自筆で書いて、日付を記載し、署名・押印をすることが必要です。

ワープロ、パソコンで作成し、プリントアウトしたものに署名・押印しても、法律上の効力のある遺言書とは認められません。

今回、最高裁判所が判断を示したのは、自筆による遺言書に記載された「花押」が押印に当たるかという点です。

花押とは、「署名の下に書く判。書判ともいう。」（広辞苑）とされていますが、

裁判所は、この花押は押印とは認められないと判断しました。

その理由は、「現在の我が国において、印鑑による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識はない」ということにあります。

従って、自分の花押があるからと言って、それを遺言書に使用しても、他に押印がなければ、遺言書の効力が生じないこととなります。

なお、これに関連して、これまで自筆による遺言書の署名・押印等について

裁判上で問題となった事例を簡単に紹介しますと、

(1) 自筆による遺言書に要求される押印としては、遺言者の指印（拇印）で

足りる（平成元年2月16日判決等）。

(2) 遺言書本文が入れられた封筒の封じ目にされた押印をもって、

遺言書の押印の要件を充足するとされた事例（平成6年6月24日判決）。

(3) 遺言書作成の約1年9か月前に日本に帰化したロシア人が、英文の自筆の遺言書を作成し、署名はしたが、押印を欠いている場合に、遺言者が生前、日頃、ロシア語または英語を使用し、印鑑を使用する習慣がなかった等の事情の場合には、押印を欠いていても遺言書は有効である（昭和49年12月24日判決）。

(4) 自筆による遺言書の日付として「昭和41年7月吉日」と記載された遺言書は、日付の記載を欠くものとして無効である（昭和54年5月31日判決）。

というような裁判例があります。

遺言書は相続に関する紛争を予防するものとして有用ですが、その方法や内容によっては争いを防止できないこともあります。特に自筆の遺言書の場合には、その方式が厳格であるため、方式違反として無効とされる可能性もあることから、遺言書を作成するには、事前に弁護士等の専門家に相談したり、公正証書による遺言書を作成することも検討した方が良いと思われま

### 《新しい制度のお話》

昨今、中小企業による海外での特許の出願件数が増加していることに伴い、海外での知的財産権侵害の紛争に巻き込まれるリスクが増加している傾向にあります。

このような傾向を受けて、特許庁は、中小企業が海外で知的財産侵害の紛争に

巻き込まれた場合のセーフティネットとして、海外での知的財産に関する訴訟費用を賄う保険制度を創設しました。

中小企業がこの海外知財訴訟費用保険に加入する際、その保険掛金の2分の1が補助されます。

この保険は、本年6月8日から募集が開始されており、保険期間は平成28年7月1日午前0時から1年間となっています。

(詳しくは、こちらをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien\\_sosyou\\_hoken.htm](https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm) )



\*\*\*\*\*

相葉総合法律事務所  
弁護士 相葉 和良

〒104-0061  
東京都中央区銀座 8 - 1 5 - 1 5  
銀座原ビル 5 階

電 話 : 03-3524-0678

F A X : 03-3524-0677

携 帯 : 090-1115-1790

E-mail : aiba@aibalaw.com

または aiba@seagreen.ocn.ne.jp

U R L : <http://www.aibalaw.com/>

(宮崎県都城市出身)

\*\*\*\*\*